

目的

本運動は、広く県民に交通安全思想の普及・浸透を図り、交通ルールの遵守と正しい交通マナーの実践を習慣付けるとともに、県民自身による道路交通環境の改善に向けた取組を推進することにより、交通事故防止の徹底を図ることを目的とする。

期間

7月21日（木）から31日（日）まで（11日間）

運動重点

- 1 子供と高齢者を始めとする歩行者の安全の確保と安全運転意識の向上
- 2 自転車の安全利用の推進
- 3 全ての座席のシートベルトの着用とチャイルドシートの正しい使用の徹底
- 4 飲酒運転等の危険運転の防止

運動の進め方

運動を効果的に推進するため、推進機関・団体は、相互に連絡協調を図り、それぞれの業務分野に応じた、効果的な実践活動の推進を図る。

市町村は、交通安全対策協議会等の構成機関・団体と十分協議して、地域の交通実態に応じた、住民参加型の交通安全運動を積極的に推進する。

なお、本運動の実施に当たって、今後の新型コロナウイルス感染症等の状況や、これに伴う県民の交通行動の変化等を注視しつつ、県民の命と健康を守ることを第一に、地域の実情に応じた運動を展開し、交通安全意識の向上に努めるものとする。

実践しよう！飲酒運転をなくすための「3つの約束」

①お酒を飲んだら運転しない



②運転する人にはお酒を飲ませない



③お酒を飲んだ人には運転させない



運動重点に関する主な推進項目

以下のとおり各重点に掲げる項目を中心に、参加・体験・実践型の交通安全教育や広報啓発活動、街頭での交通安全指導や保護・誘導活動を実施する。

1 子供と高齢者を始めとする歩行者の安全の確保と安全運転意識の向上

1 子供と高齢者を始めとする歩行者の安全の確保

(1) 歩行者の交通ルール遵守の徹底

ア 歩行者に対し、横断歩道を渡ること、信号機のあるところでは、その信号に従うこと等の基本的な交通ルールの周知に加え、自らの安全を守るための交通行動として、運転者に対して手を上げるなど横断する意思を明確に伝え、安全を確認してから横断を始めること、横断中も周りに気を付けること等を促す呼び掛けの強化

イ 歩行中児童の交通事故の特徴（飛び出しによる死者・重傷者が多いなど）等を踏まえた交通安全教育等の推進

ウ 安全に道路を通行することについて、日常生活や教育現場における保護者や教育関係者からの幼児・児童への教育の推進

エ 高齢歩行者の死亡事故の特徴（65歳未満と比較して横断中が多いなど）を踏まえ、高齢者自身が、加齢に伴って生ずる身体機能の変化（例えば、認知機能の低下、疾患による視野障害の増加。反射神経の鈍化、筋力の衰えなど）を理解し、安全な交通行動を実践するための交通安全教育等の推進

(2) 歩行者の安全の確保

ア 通学路、未就学児を中心に子供が日常的に集団で移動する経路等における見守り活動等の推進

イ 反射材用品等の視認効果や使用方法等の周知と自発的な着用の促進

ウ 「ゾーン30プラス」の整備を始めとする生活道路対策の推進

エ 通学路交通安全プログラム等に基づく点検や対策の推進

2 安全運転意識の向上

(1) 運転者の歩行者等への保護意識の向上

ア 交通ルールの遵守と歩行者や他の車両に対する「思いやり・ゆずり合い」の気持ちを持って通行する交通マナーの呼び掛け

イ 横断歩道等に歩行者等がないことが明らかな場合を除き直前で停止可能な速度で進行する義務と横断歩道等における歩行者等優先義務等の遵守による歩行者等の保護の徹底

ウ 運転者に対し、歩行者等の保護意識の徹底を始め、安全に運転しようとする意識及び態度を向上させるための交通安全教育や広報啓発の推進

エ 運転中のスマートフォン等の使用等の危険性についての広報啓発

オ 夜間の対向車や先行車がいらない状況におけるハイビームの活用

(2) 高齢運転者の交通事故防止

ア 高齢運転者に対する加齢等に伴う身体機能の変化が運転に及ぼす影響等の安全教育及び広報啓発

イ 衝突被害軽減ブレーキ等の先進安全技術を搭載した安全運転サポート車（略称：サポカー）の普及啓発

ウ 身体機能の低下等により安全運転に不安のある運転者等に対する運転適性相談窓口の積極的な周知及び利用促進と、運転免許証の自主返納制度及び自主返納者に対する各種支援施策の広報啓発による自主返納の促進

エ 農耕作業用自動車運転時における交通ルール遵守の徹底

2 自転車の安全利用の推進

(1) 自転車の交通ルール遵守と交通マナー実践の徹底

ア 原則として車道通行、車道は左側通行、歩道は車道寄りを徐行など「自転車安全利用五則」に定める通行ルールや自転車通行空間が整備された箇所における通行ルールの周知と遵守の徹底

イ 信号の遵守や交差点での一時停止・安全確認のほか、二人乗り、並進、飲酒運転、夜間の無灯火走行の禁止等交通事故防止のための基本的な交通ルールの周知と遵守の徹底

ウ 傘差し等の片手運転、イヤホンやスマートフォン等使用時の危険性の周知と指導の徹底

(2) 業務運転中の自転車の安全利用

自転車を利用した配達業務中の交通事故を防止するため、関係事業者等に対する交通安全対策の働き掛けや自転車配達員への街頭における指導啓発、飲食店等を通じた配達員への交通ルール遵守の呼び掛け等の推進

(3) 自転車利用者自身の安全確保

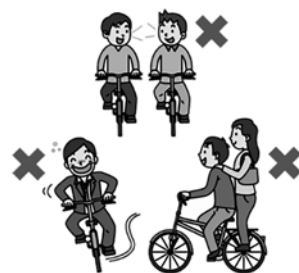
ア 幼児・児童のヘルメット着用の徹底と、全ての年齢層の自転車利用者に対するヘルメットの着用の推奨

イ 自転車の被視認性の向上を図るための反射材用品等の視認効果等の周知と取付け促進

ウ 幼児を幼児用座席に乗車させる際のシートベルト着用と幼児二人同乗用自転車の乗車・降車時における転倒等の具体的な危険性の周知や安全利用に関する広報啓発の推進

エ 自転車の安全を確保するための定期的な点検整備の促進

オ 自転車事故被害者の救済に資するための損害賠償責任保険等への加入促進



3 全ての座席のシートベルトの着用とチャイルドシートの正しい使用の徹底

ア 全ての座席におけるシートベルト着用とチャイルドシートの使用義務の周知

イ シートベルトの高さや緩みの調整、チャイルドシート本体の確実な取付け方法及びハーネス（肩ベルト）の締付け方等、正しい使用方法の周知徹底

ウ 高速乗合バス及び貸切バス等の事業者に対し、全ての座席におけるシートベルト着用を徹底させるための指導・広報啓発の強化



4 飲酒運転等の危険運転の防止

(1) 飲酒運転等の根絶

ア 交通事故被害者等の声を反映した広報啓発活動等のほか、飲食店等における運転者への酒類提供禁止の徹底及びハンドルキーパー運動の促進など、地域、職域等における飲酒運転根絶への取組を推進し、「飲酒運転等を絶対にしない、させない」という「飲酒運転を許さない社会環境」の醸成

イ 運転者の点呼時におけるアルコール検知器の使用促進や業務に使用する自動車の使用者等の義務に関する指導の徹底

(2) 妨害運転の防止

ア 妨害運転の悪質性・危険性の周知と罰則についての広報啓発

イ 「思いやり・ゆずり合い」の気持ちを持った運転の必要性、ドライブレコーダーの普及促進等に関する広報啓発の推進

